

名古屋市農業委員会 令和7年第3回総会 議 事 録

- 開催日時 令和7年3月21日（金） 開始：午後2時00分、終了：午後2時56分
- 開催場所 名古屋市役所西庁舎 12階 西12C会議室
- 農業委員出欠

定 数	16 人	在 任 数	16 人
定 足 数	8 人	出 席 数	16 人

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 農地利用最適化推進委員出欠

別紙「委員出欠状況」のとおり

- 事務局職員出席者(課長級以上)

事務局次長、農政課長、東部・緑農政課長、西部・守山農政課長、中川農政課長、港農政課長

- その他の出席者（証人、参考人、職員等）

事務局職員（課長補佐級以下）6人

- 傍聴人 0人 他に 記者数 0人

- 進行

(1) 開会

(2) 議案審議

第18号議案 農地法第 3条の規定による所有権移転許可申請について

第19号議案 農地法第 5条の規定による賃借権設定許可申請について

第20号議案 農地法第 5条転用許可後の事業計画変更承認願について

第21号議案 生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について

第22号議案 相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について

第23号議案 農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について

第24号議案 名古屋市農地バンク制度実施要綱の一部改正について

(3) 報告

①農地転用届出等処理報告について

②営農型太陽光発電設備の一時転用について

③名古屋市農業委員会における利用権設定手続きについて

(4) その他

(5) 閉会

令和7年第3回総会 委員出欠状況

出席農業委員（16名）

1 番	小 畠 盛 夫 委員	2 番	成 田 秋 義 委員
3 番	山 口 幸 江 委員	4 番	近 藤 正 俊 委員
5 番	福 島 茂 俊 委員	6 番	木 村 幸 廣 委員
7 番	川 本 美 幸 委員	8 番	箕 浦 基 伸 委員
9 番	布 目 巳佐子 委員	1 0 番	二 村 新 一 委員
1 1 番	横 井 昭 男 委員	1 2 番	熊 澤 正 巳 委員
1 3 番	清 水 久 一 委員	1 4 番	安 井 勝 春 委員
1 5 番	安 井 秀 樹 委員	1 6 番	横 井 庸一郎 委員

出席農地利用最適化推進委員（12名）

1 7 番	久 野 隆 博 委員	1 8 番	山 口 儀 明 委員
1 9 番	若 松 邦 義 委員	2 0 番	石 田 正 彦 委員
2 1 番	松 原 道 直 委員	2 2 番	加 藤 新 一 委員
2 3 番	安 井 正 敏 委員	2 4 番	横 井 慎 一 委員
2 5 番	木 村 正 男 委員	2 6 番	神 野 貞 雄 委員
2 7 番	竹 川 孝 司 委員	2 8 番	坂 野 嘉 紀 委員

令和 7 年第 3 回総会（令和 7 年 3 月 21 日）

開会（午後 2 時 00 分）

農政課長	本日はお忙しい中お集まりいただきありがとうございます。 定刻となりましたので、ただいまより令和 7 年第 3 回総会をはじめさせていただきます。 それでは、会長の議事進行により会議を進めていただきます。 会長、よろしくお願いいたします。
議長（会長）	ただいまより、令和 7 年第 3 回総会を開会いたします。 本日は、大変お忙しい中、ご出席いただきましてありがとうございます。 さて、本日の議案に入る前に、農地利用最適化推進委員の新委員を紹介いたします。22 番、中川地区の加藤新一委員でございます。 【加藤委員が一礼】 加藤委員、よろしくお願いします。 では、議案に移ってまいります。 それでは、本日の議案といたしまして、第 18 号議案「農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について」から、第 24 号議案「名古屋市農地バンク制度実施要綱の一部改正について」までの 7 議案の審議を行います。また、報告事項を 3 件予定しております。議事の進行及び議案については、お手元配付の次第のとおりでございます。 限られた時間の中ではございますが、十分ご審議いただくようお願いいたします。

それでは、会議を進めさせていただきます。まず、本日の農業委員のご出席は 16 人中 16 人で、定足数を満たしておりますので、会議が有効に成立しておりますことをご報告いたします。

また、農地利用最適化推進委員は 12 人中 12 人のご出席でございます。今日は全員ご出席でございます。ありがとうございます。

次に、本日の議事録署名者は、氏名の 50 音順により、成田秋義委員及び福島茂俊委員の両委員にお願いいたします。

それでは、本日の議事に移りたいと思います。

まずはじめに、お願いがございます。総会での発言は、全て議事録に記録しております。発言される場合には、まず、挙手をし、私から指名を受けた上で、必ずマイクを使って発言して下さい。議事録を正しく作成するため、お手数ですがご協力をお願いいたします。

では、議案審議に入ります。

まず、はじめに、第 18 号議案、農地法第 3 条の規定による所有権移転許可申請について審議を行います。

本議案には、熊澤政巳委員ご本人に関する案件が含まれております。農業委員会等に関する法律第 31 条及び名古屋市農業委員会総会会議規則第 12 条に規定する「議事参与の制限」のため、熊澤政巳委員におかれましては本案件についてのご発言を控えていただきますようお願いいたします。

それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 3-5 について、22 番、加藤委員、お願いいたします。

加藤委員	受付番号 3-5 の農地につきまして、3 月 5 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-5 は、譲渡人が営農規模の縮小を希望され、一方譲受人が営農規模拡大のため本農地の取得を希望しています。 また、申請地である中川区千音寺三丁目の 1 筆の畑には、譲受人を耕作者とする賃借権が設定されており、タマネギ、エンドウなどが作付けされ良好に管理されていました。 譲受人世帯の経営農地はすべて良好に管理されており、今後引き続き農地として適正に管理していくことが見込まれます。 以上につきまして、許可することについて、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-12 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝）委員	受付番号 4-12 につきまして、竹川推進委員及び事務局職員とで、3 月 5 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区新茶屋二丁目の 1 筆は田で、田植え前の状態でした。 なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-13 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-13 につきまして、坂野推進委員及び事務局職員とで、3 月 4 日に調査した結果を報告します。 本件は、譲渡人が譲受人に農地を、所有権移転するために許可申請されたものです。 申請地の港区東茶屋二丁目の 1 筆は畑で、耕作準備中の状態でした。 なお、譲受人の経営農地は、すべて良好に肥培管理されていることを確認しており、権利取得後の農地についても適正に利用すると認められます。 以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。
横井（慎）委員	ちょっと聞きたいんですが、受付番号 3-5 の譲渡人は、貸付が 228 平米、譲受人が借入 228 平米なんですけど、これまでに今の借入と貸付の分を今回買うということなんですかね。ちょっと教えて欲しいです。お願いします。
中川農政課長	おっしゃる通りです。いままで借りていらっしゃった方の分を整理をするためにということで、その分を買ってもらうということになっております。
議長（会長）	ありがとうございました。横井委員いかがでしょう。よろしいですか。

横井（慎） 委員	はい。
議長（会長）	他にございますか。他にないようです。それでは、第 18 号議案の案件については、許可してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 18 号議案の案件は許可することといたします。 次に、第 19 号議案、農地法第 5 条の規定による賃借権設定許可申請について、及び、第 20 号議案、農地法第 5 条転用許可後の事業計画変更承認願についての審議を行います。 これらは内容に関連があるため、一括審議します。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。第 19 号議案、受付番号 4-5 及び第 20 号議案、受付番号 4-1 について、14 番、安井委員、お願いいたします。
安井（勝） 委員	本件は先ほどのように、内容が関連するため、一括審議ということでお願いいたします。 第 19 号議案の 5 条転用許可申請（賃貸借・駐車場）及び第 20 号議案の農地法第 5 条一時転用許可後の事業計画変更承認願につきまして、竹川推進委員と事務局職員とで、3 月 5 日に調査した結果を報告します。 申請地は港区新茶屋五丁目の 1 筆は、名古屋市南陽第三保育園に隣接しており、当該保育園の改修工事のため、その建築資材置き場として、令和 5 年 5 月総会で農地法第 5 条の一時転用許可を受け、現在資材置き場と駐車場というかたちになって

おります。

今月、本園舎の改修が終了し、令和 7 年 4 月から本園舎での保育運営が開始する予定ですが、当該保育園に保護者用駐車場がないため、令和 5 年 5 月に受けた一時転用の事業計画を変更し、申請地を農地に復元することなく、名古屋市が申請地を駐車場として貸借するため、恒久転用として新たな 5 条許可を申請したものです。

なお、今回の申請にあたり、事業変更の必要性及び緊急性について、保育園を所管する子ども青少年局保育運営課より理由書を提出していただき、港区地区協議会で検討を行いました。

加えて、申請地は白地であること、当該施設は、他に適当な土地がなく、また所有者の同意が得られていることや茶屋後土地改良区の同意書があること、借受人は、名古屋市長であること、開発許可に関しては必要ない旨を確認していることから、当該事業が確実に遂行されるものであるため、地区協議会において、当該申請について妥当であると判断いたしました。

以上、調査の結果、許可をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長） ありがとうございます。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それでは、第 19 号議案の案件については、許可し、また、第 20 号議案の案件については承認してよろしいか、お諮りいたします。

委員 異議なし。

議長（会長） ご異議なしと認め、第 19 号議案の案件は許可し、また、第 20 号議案の案件は承認することといたします。

	次に、第 21 号議案、生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-16 について、4 番、近藤委員、お願いいたします。
近藤委員	受付番号 1-16 の農地について、福島茂俊委員と事務局職員で、3 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 受付番号 1-16 願い出の農地は、ナスやオクラ、カリフラワーなどが栽培され、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 以上、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-16 について、6 番、木村委員、お願いいたします。
木村（幸）委員	受付番号 2-16 の農地について、3 月 4 日に石田委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地は田で、耕作準備中でした。 申請者ご自身が体調を崩されるまでは、主たる従事者として農地を良好に管理されていたことを確認いたしました。 何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-5 について、25 番、木村委員、お願いいたします。

木村（正） 委員	受付番号 4-5 につきまして、熊澤委員及び事務局職員と、3 月 4 日に調査した結果を報告します。 証明願い出のありました港区船頭場五丁目はじめ 2 筆は畑で、港区船頭場五丁目の 1 筆は田で、いずれも耕作準備中の状況であり、お亡くなりになるまで、主たる従事者として、農地を良好に管理されていたことを確認しました。 また、申請地は、筆界不明地であったため、買取申出をするにあたり、分筆する必要がある、相続から分筆登記までに時間がかかり、死亡より 1 年以内の願い出に至らなかったことを事務局が確認しております。 以上、調査の結果、本件申請につきましては、願い出のとおり証明することに、なんら問題はないと思います。よろしくご審議をお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 21 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 21 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第 22 号議案、相続税の納税猶予に関して引き続き農業経営を行っている旨の証明願について審議を行います。 それでは、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 1-65 について、17 番、久野委員、お願いいたします。

久野委員	受付番号 1-65 の農地について、小畠盛夫委員と事務局職員で、3 月 5 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地は一体でニンジンやネギなどが栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-66 から 1-68 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-66 から 1-68 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、3 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 1-66 の申請地には、ウメ、ミカン、カキ、ブドウが栽培されていました。 1-67 の申請地には、エンドウ、タマネギ、ビワが栽培されていました。 1-68 の申請地には、クリ、ミカン、ウメが栽培されていました。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-69 について、

成田委員	2 番、成田委員、お願いいたします。 受付番号 1-69 の農地について、山口儀明委員と事務局職員で、3 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 申請地には、かんきつ類やウメ、カキ、クリなどが栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-70 について、5 番、福島委員、お願いいたします。
福島委員	受付番号 1-70 の農地について、近藤正俊委員と事務局職員で、3 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。 1-70 の申請地には、生け花用の花木類やミカンが栽培されていきました。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 1-71 について、18 番、山口委員、お願いいたします。
山口（儀）委員	受付番号 1-71 の農地について、成田秋義委員と事務局職員で、3 月 4 日に、現地調査した結果を報告します。

	申請地には、かんきつ類が栽培され、肥培管理良好でした。 また、願出者が自ら農業経営を行っていることを確認しております。 以上、問題ないと思いますので、よろしくご審議のほどお願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-38 について、19 番、若松委員、お願いいたします。
若松委員	受付番号 2-38 について、3 月 5 日に箕浦委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地の 5 筆の内、如意三丁目の 1 筆は畑で、ネギ、ハクサイなどが作付けされており、他の 4 筆はすべて田で、耕作準備中でした。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いいたします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 2-39 について、8 番、箕浦委員、お願いいたします。
箕浦委員	受付番号 2-39 について、3 月 5 日に若松委員及び事務局職員とで現地調査した結果を報告します。 申請地の 5 筆の内、金屋一丁目の 1 筆は田で、耕作準備中、他の 4 筆はすべて畑で、ネギ、タマネギ、ウメなどが作付けされていました。 願出者が引き続き農業経営を行っていることを確認し、何ら

	問題は無いと思いますので、よろしくご審議のほど、お願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 3-37 について、22 番、加藤委員、お願いいたします。
加藤委員	受付番号 3-37 の農地につきまして、3 月 5 日に事務局職員とで現地調査しましたので、結果をご報告いたします。 受付番号 3-37 の中川区江松四丁目の 1 筆の田は耕作準備中でした。中川区江松四丁目の 1 筆の畑は耕作準備中、中川区江松四丁目の 1 筆の畑には、ブロッコリー、ネギが、中川区江松五丁目の 1 筆の畑には、タマネギ、ニンニク、ブロッコリーが作付けされ良好に管理されていました。 以上、証明することにつき、何ら問題はないと思いますので、ご審議のほど、よろしくお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-22 及び 4-23 について、15 番、安井委員、お願いいたします。
安井（秀）委員	受付番号 4-22 及び 4-23 につきまして、神野推進委員及び事務局職員とで、3 月 5 日に調査した結果を報告します。 受付番号 4-22 の証明願い出の農地、港区明正一丁目ははじめ 3 筆は田で、田植え前の状態で、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。

	続きまして、受付番号 4-23 の証明願い出の農地、港区明正一丁目はじめ 3 筆は田で、田植え前の状態であり、3 筆の中でも港区明正一丁目の 1 筆の一部は畑でハクサイ、ダイコンが作付けされ、いずれも農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。次に、受付番号 4-24 について、25 番、木村委員、お願いいたします。
木村（正）委員	受付番号 4-24 につきまして、熊澤委員及び事務局職員とで、3 月 4 日に調査した結果を報告します。 証明願い出の農地、港区福田一丁目の 1 筆は田で、田植え前の状態で、農地として良好に管理されておりました。 また、この土地の所有者が、農業経営をしてきたことは申請時に事務局において確認しています。 以上、調査の結果、証明をするについて、問題ないと思いますので、よろしくご審議をお願いします。
議長（会長）	ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。 特にないようです。それでは、第 22 号議案の案件については、証明してよろしいか、お諮りいたします。
委員	異議なし。

議長（会長）	ご異議なしと認め、第 22 号議案の案件は証明することといたします。 次に、第23号議案、農業振興地域整備計画変更に関する意見聴取について審議を行います。 審議のポイントについては、11ページ及び12ページの法律をご覧ください。第13条の2項の第1号から第6号の、いわゆる6要件を満たしているかどうかのポイントになります。 それでは、10 ページの農業振興地域整備計画変更の概要について、担当の方からご報告をお願いいたします。受付番号 4-3 について、13 番、清水委員、お願いいたします。
清水委員	受付番号 4-3 につきまして、3 月 4 日に、坂野推進委員及び事務局職員とで、調査した結果をご報告します。 昨年 12 月総会にて、申出者外 1 名は、申請地、港区藤高四丁目の 1 筆の面積 262 平米へ分家住宅を建築するため、農業振興地域整備計画変更の意見聴取を行ったものでありますが、その後、敷地の一部を畑として残し、近くで営農を継続するため、この度、申請面積を 175 平米に変更されたものです。 申出者は現在、港区内の賃貸住宅に居住していますが、妻の母親の介助の為、実家へ日々通っており、区内に住んではいるものの、距離的負担の軽減を図るために、妻の実家近くで自己住宅の建築を考えるようになりました。土地を選定するにあたり、妻の父と相談して、今後、妻の両親の農作業の手伝いのできる土地でかつ実家近くで選定するに至ったとのことでした。 当該土地は、農業振興地域整備計画の対象ではありますが、白地に接続し、集落に接続する一種農地であります。他に適地がなく、所有者である妻の父親の承諾が得られることから、今回の申し出に及んだものです。

なお、申請地の南側は畑、北側は道路、東側は宅地、西側は畑となっており、藤高土地改良区から排水同意書もあり、被害の防除には配慮するとのこと。

以上、調査の結果、今回の農用地除外は、農地の集団性や農地の効率的な利用に支障をきたすものではなく、除外を認めることもやむを得ないものと思われますので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）

ありがとうございました。ただいまご報告いただきましたが、何かご意見はございますか。

特にないようです。それではここで、第 23 号議案の議決の案を読み上げます。9 ページをご覧ください。

農業振興地域の整備に関する法律施行規則第 3 条の 2 第 2 項の規定により、名古屋市が農業振興地域整備計画を変更しようとするにあたり、名古屋市長から「農業振興地域整備計画の変更について（意見聴取）」により意見聴取があったことについては、申出に係る土地を農用地区域から除外して差し支えない。

理由としましては、当該計画変更は、農業振興地域の整備に関する法律第 13 条第 2 項に掲げる要件をすべて満たすことが認められるため、です。

それでは、第 23 号議案について、案のとおり回答してよろしいか、お諮りいたします。

委員

異議なし。

議長（会長）

ご異議なしと認め、第 23 号議案につきましては、案のとおり名古屋市長あて回答いたします。

次に、第 24 号議案、名古屋市農地バンク制度実施要綱の一部改正について審議を行います。

事務局、説明をお願いいたします。

課長補佐

13 ページをご覧ください。第 24 号議案名古屋市農地バンク制度実施要綱の一部改正についてです。

配付資料①をご覧ください。要綱の改正の新旧対照表を掲載しております。

改正内容でございますが、1 点目としまして、地域計画の策定により、農業経営基盤強化促進法を適用した農地の貸借の方法におきまして、相対による利用権設定が廃止され、農地中間管理事業での農用地利用集積等促進計画による利用権設定に一本化されることに伴い、見直しを行ったものです。

第 2 条第 2 項第 1 号、第 3 項第 2 号後段の修正、第 5 号の追加、第 9 条各号の修正が該当します。

2 点目としまして、農地借受希望者登録要件として列挙しておりました中川区の「ベジファーマー育成講座」が終了し、令和 7 年度より新たに「野菜の栽培講習会」が始まることを受け、第 7 条第 2 項第 6 号の講座名を変更しております。

3 点目としまして、窓口での実務に即した取り扱いへ変更するため、第 7 条 3 項及び 4 項を修正しております。

また、要綱改正に合わせて、体裁を一部整えております。

改正内容は以上となります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長（会長）	ただいま、事務局から説明がありましたが、何かご意見、ご質問等ございますか。 特にないようです。それでは、お諮りいたします。第 24 号議案について、原案のとおり改正してよろしいでしょうか。
委員	異議なし。
議長（会長）	ご異議なしと認め、第 24 号議案は原案のとおり改正することといたします。 本日予定しました議案は以上でございます。 続きまして、報告に移ります。 報告（1）「農地転用届出等処理報告」について事務局、お願いいたします。
農政課長	それでは、令和 7 年 2 月 3 日から令和 7 年 2 月 28 日までに、名古屋市農業委員会事務局長以下代決規程に基づき、事務局が処理した案件につきまして、ご報告させていただきます。 まず、1 ページから 4 ページにかけまして、農地法第 3 条の 3 の規定による届出が 10 件 続いて、5 ページから 13 ページにかけまして、農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による転用届出が 27 件 続いて、14 ページから 36 ページにかけまして、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち所有権移転に係るものが 67 件 続いて、37 ページから 39 ページにかけまして、同じく、農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による転用届出のうち賃借権

設定に係るものが6件

続いて、40ページから41ページにかけまして、同じく、農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出のうち使用貸借権設定に係るものが4件

続いて、42ページですが、農地法第18条第6項の規定による合意解約通知が1件

続いて、43ページですが、農地の転用事実に関する照会が2件

続いて、44ページですが、引き続き認定都市農地貸付け等を行っている旨の証明願が1件

続いて、45ページですが、転用届出に係る訂正願が1件

続いて、46ページですが、農地改良届が1件

続いて、47ページですが、現況証明願が2件

それぞれ受理いたしております。報告は、以上でございます。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にないようです。

続きまして、報告（2）「営農型太陽光発電設備の一時転用」について、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課長

本件は、中川区内の3か所の農地に一時転用として設置された営農型太陽光発電設備に関しまして、耕作地が発電設備の下部に位置することにより収穫量に影響が出ていないかという観点から、当該農地の収穫状況についてご報告させていただく

ものです。

お手元の資料「報告 2-1」をご覧ください。

本件は、当初平成 27 年 7 月の農地部会、直近では令和 6 年 5 月の総会でご審議いただき、農地法第 4 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした、富永四丁目の案件です。

本農地では、ブロッコリー、エダマメ、ミカンを栽培しています。

「意見書」をご覧ください。

まず、ブロッコリーについては夏と冬の二期作を行っています。収穫高は 37.5 キログラム、地域の平均単収に対する割合が 68.7 パーセントと、8 割を下回る結果となっています。これは、冬の低温や雨不足などにより生育に遅れが見られ、まだ収穫できていない株があることが要因とのことですが、現地を確認したところ目立った病気や害獣被害はありませんでした。今後、それらを適正なサイズで収穫した場合、約 61 キログラム収穫でき、地域の平均単収に対する割合が 111.7 パーセントとなり、8 割を上回る結果を見込んでいるようです。

次に、エダマメについては目立った病気や害獣被害もなく、29.4 キログラム収穫でき、地域の平均単収に対する割合 81.7 パーセントと 8 割を上回っています。

最後、ミカンですが、40 キログラムの収穫となり、地域の平均単収に対する割合が 35.6 パーセントとなりました。また冬に向けて温州ミカンも栽培していましたが、去年の果樹の枯れの影響があり、少量の収穫となっています。ただし、昨年植え付けた 3 本の温州ミカンの苗木は順調に成長しているのを確認しました。

次に、資料「報告 2-2」をご覧ください。

本件は、当初平成 29 年 2 月の農地部会、直近では令和 5 年 1 月総会にて農地法第 5 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした江松西町の 1 筆の案件です。

「意見書」をご覧ください。

本農地では、ミカン、コカブ、ハツカダイコン、モロヘイヤを栽培しています。

まず、ミカンですが、猛暑や雨不足、鳥害などの影響により、収量は 13.2 キログラムと昨年より減少し、地域の平均単収に対する割合が 1.2 パーセントとなっています。土壌改良や土壌分析に基づいた施肥、選定や雑草対策を行いました。が、芳しくない結果となったため、当該農地でのミカン栽培を断念し、現状の排水性と遮光率の影響を考えて、次年度以降はクーンサイの作付けを計画しているようです。

次にコカブは 80.8 パーセント、ハツカダイコンは 87.6 パーセント、モロヘイヤは 105.7 パーセントの収穫となりました。この 3 種はいずれも地域の平均単収に対する割合が 8 割を上回り、今後も継続して既定の収量を確保できる見込みです。

次に、資料「報告 2-3」をご覧ください。

本件は、令和 5 年 2 月総会にて農地法第 5 条の規定による 3 年間の農地の一時転用として許可をした江松西町の 1 筆の案件です。

「意見書」をご覧ください。

本農地では、小麦を栽培しています。収穫高は 90 キログラ

ムで、地域の平均単収の割合が 82.3 パーセントと 8 割を上回っています。

また、翌年度の収穫に向けて昨年 11 月に播種を行いました
が、まとまった雨が 1 カ月以上降らなかったことから、現地は
僅かな発芽数となっていますが、引き続き地域の平均単収に対
する割合の 8 割を上回るよう努めるとのことです。

以上、耕作地が営農型発電設備の下部に位置することによる
直接的な減収の影響は認められないと思われます。以上報告を
終わります。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

成田委員

非常に難しいことでありますし、特にミカンについてお話
を、質問をしたいと思います。

平均収量が少ない。これは年によって 1 年おきになっちゃう
ことはこれはありうることだし、私も作っとしてそういうこと
になる可能性はあると思います。ただ、この写真、鮮明に見え
てないのでよくわかりませんけども、枯れちゃったり、まして
やこの葉っぱの状態、写真の状態を見とると、本当に肥をやっ
とるのか、よくなりすぎてそういうふうになっちゃったのか、
よくわかりません。基本的なことを申しますと、まず排水はど
うなのかどうか、根っこが十分生えるかどうか、それが基本の
話で。それから 2 番目ですが、施肥は本当にやっとするのかど
うか、量はやっとするのかどうか、それから剪定講習でもこの前、
JA の中でもやっておりましたけども、やはり整枝、剪定をき
ちっとやっとするかどうか。そこら辺、基本的な中身の詳しいこ
とは言いませんけども、それからもうひとつは、良くなった年
には摘果をどうするか。これはここではじめて言うわけですが
けども、摘果それから防除をどうやっとするか。つまり整枝、剪定、
施肥、摘果、防除、そこら辺。それからもうひとつプラスアル
ファで排水対策をどうしとるのかどうか。そこら辺を専門でな

いでわからないかもしれませんが、専門でやっとなかなかそういうまいことはいかないかもしれませんが、どうもこの木の状態見とると、私は太陽光発電は非常に大事なことですけども、やはり基本的にやって、その成果が上がるように農業委員会としてもしてほしいわけでございます。そういう意味で、もう少しそこら辺の指導でも難しいかもしれませんが、教科書、資料とかね、そういうものは中川区のほうには提出しておりますので、もう少し勉強していただく。これは職員さんとじゃなくて、やっぱり担当の農家の人か業者の人。そこら辺のところをもっとしてほしいなと、こういうことを思います。以上でございます。

議長（会長）

ありがとうございました。中川さん、ご指導よろしく願いいたします。

続きまして、報告（3）「名古屋市農業委員会における利用権設定手続き」について事務局、お願いいたします。

課長補佐

それでは、名古屋市農業委員会における農地中間管理事業に基づく利用権設定手続きについて説明いたします。右肩に報告3と記載のある資料をご覧ください。

本件は、前回2月総会にて説明をさせていただきましたが、皆様に説明をさせていただいた後、愛知県農地中管理機構が取扱いを変更したことから、名古屋市農業委員会における利用権設定手続きについても変更するものです。

具体的には、「2 促進計画案の作成者」について、促進計画案の作成者が名古屋市となる農地の区分について、地域計画の目標地図に将来の「農業を担う者」を位置付けた農地から、自作者等、今後検討等と記載がある農地を含む「地域計画区域内の農地」に変更になりました。

これに伴い、「3 農業委員会における手続き案」につきまし

て、促進計画案の作成者が名古屋市になる農地のうち、地域計画の目標地図に将来の「農業を担う者」を位置付けた農地以外の権利移転をする場合は、目標地図通りに権利移転するものではないことから、総会にて審議していただく取扱いとさせていただきます。

なお、前回からの変更は、太字下線で示しております。

以上が変更内容となりますが、委員の皆さまに行っていただく事務に変更等が生じることはございません。よろしくお願いいたします。

議長（会長）

ただいまの報告で、何かご質問等はございますか。

特にはないようです。

次第にはありませんが、私からご報告いたします。

1月及び2月の拡大運営委員会において、皆様から出された意見が法38条の趣旨に合致するかどうか検討を行い、結果を、「意見書の素案」としてまとめました。素案についてこの後開催する拡大運営委員会で、さらに検討を行い、皆様にお示しできる案が固まりましたら、総会にてご審議いただく予定です。以上、拡大運営委員会の状況報告を終わります。

報告については、以上でございますが、その他事務局から、何かありますでしょうか。

農政補佐

事務局から2点事務連絡がございます。

1点目といたしまして、お手元に令和7年度 総会日程という資料を配付しておりますので、そちらをご覧ください。

11 月の総会でご案内させていただきました総会日程につきまして、開催場所は、本日と同様、西庁舎 12C 会議室の予定とさせていただいておりましたが、令和 7 年度の市役所内の会議室が確定しておらず、現段階でも西庁舎 12C 会議室の使用の見込が立たないため、お手元配付の資料のとおり、他の会議室とさせていただきました。毎月総会の開催案内を出させていただきますが、お間違えのないようお願いいたします。

なお、4 月については、市役所東庁舎 5 階の大会議室となっておりますので、よろしくお願いします。

2 点目といたしまして、3 月 14 日付ですでに皆様に通知済みですが、2 月及び 3 月の活動記録の提出期限は本日までとなっております。まだ、ご提出いただいていない方につきましては、各地区農政課へのご提出をお願いします。事務連絡は以上でございます。

議長（会長）

その他、何かありますでしょうか。

特にないようです。

それでは、閉会前に少し時間をいただきまして、事務局において本年度、退職・役職定年を迎える職員が 2 名おります。今回の総会が最後となりますので、それぞれご挨拶をいただきたいと思います。

それでは、中川農政課長、お願いいたします。

中川農政課
長

中川農政課長の中村でございます。

今回はみなさんお忙しいところを私たちのためにお時間を取っていただきありがとうございます。

ご縁がありまして、私は担当のときと、係長のときと、そし

て今回課長のときと、3度にわたり農業のほうに携わらせていただきました。その間、農業委員会の組織が部会制だったのが、部会制がなくなったり、中間管理事業が新たに出てきたり、また名古屋市の独自の農地バンクの制度を作ったりと、今年は地域計画があったりと、いろいろなことがありました。そういったなかで、農家の方のお話を伺うにあたって、農業の大変さだとか、都市農業の在り方だとかを、いろいろ勉強させていただいたと思っております。難しい問題とか、ちょっとぶつかったりとかした場合は、布目会長はじめ、皆様方に助けていただきお力添えをいただいて今日に至ったと思っております。ありがとうございました。

私は3月31日で退職をして、このあと短い時間で勤務する再任用になる予定でございます。

最後になりましたが、皆様のご健勝をお祈りし、短いですが私のごあいさつとさせていただきます。短い間でしたけども大変お世話になりました。ありがとうございました。

議長（会長）

続いて、港農政課長、お願いいたします。

港農政課長

港農政課長の平手でございます。

3年間、短い間でしたが、本当にありがとうございました。

農地法も何もわからない状態で港農政課に参りまして、その当時の委員さん、推進委員さんをはじめ、皆様に大変よくしていただきました。改選があっても皆様に大変よくしていただいて、個人的には自分で畑をやっているものですから、畑の相談にも皆さんに乗っていただきまして、本当に助かりました。

また私は2年間役職をおりて、名古屋市職員としてまだ勤めますので、また違う立場でお会いすることもあるかと思いま

議長（会長）	す。またその節にはよろしく願いいたします。 短い期間でしたがどうもありがとうございました。 お二方ともお疲れさまでした。ありがとうございました。 それでは、以上をもちまして、令和7年第3回総会を閉会いたします。議事進行にご協力いただきましてありがとうございました。
--------	--

閉会（午後2時56分）